

中部運輸局自動車交通部

令和8年3月24日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、酒井 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

豊田、三木 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：株式会社 愛煌（代表者：今泉 雅詞）

住所：愛知県小牧市小牧三丁目168番地

営業所：名古屋営業所（愛知県名古屋市港区藤前一丁目840）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和8年3月24日

処分内容：① 事業停止7日間

② 車両使用停止処分398日車

（2両を132日間、1両を134日間の使用停止）

③ 文書警告

3. 監査端緒

当該事業者の運転者が無車検運行を行ったとの情報を入手したことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）

5. 違反内容及び違反条項

- (1) 認可を受けずに、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (4) 自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (5) 事業用自動車について、定期点検整備（3ヶ月点検）を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (6) 事業用自動車の点検整備記録簿の記載が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (7) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (8) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (9) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (10) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (11) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(12) 運行記録計による記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(13) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(14) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(15) 特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断・適齢診断）を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(16) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 44点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 44点